

令和8年度 中間管理事業の受付について



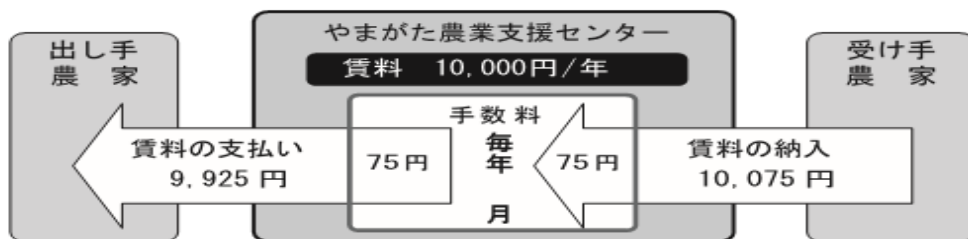
- 1、【新規契約】の受付は、**令和8年8月3日（月）から開始**します。
- 2、令和9年度の水稲生産実施計画書（野帳・共済台帳）に反映（印刷）させるには、**令和8年9月15日（火）までの申込みが必要**です。
9月16日（水）以降の申込みの場合は、手書きでの修正となります。
- 3、【新規契約】の賃料の精算は、**令和8年分は行いません**（1回目の精算は令和9年11月から）。**8年分は従来通りに精算**をお願いします。
- 4、中間管理事業を利用しない**相対契約**（出し手・受け手の直接契約）や、現在契約中の中間管理事業での**【耕作者変更】は、随時受付中**です。
- 5、**三川町以外の農地**は、その**農地がある市町村での手続き**となります。

申込み先 三川町農業委員会（役場2階） 電話 0235-35-7019

農地中間管理事業の手数料徴収について

令和7年度から農地中間管理事業の利用には、農地の**所有者・耕作者の双方から手数料が徴収**されます。

（例：賃料が10aあたり年間10,000円の場合）



農サポやまがた HP
二次元コード



- 1、徴収対象となる契約
令和6年7月以降に、**新規契約**や契約期間満了後の**再契約等**があったもの。
ただし、上記より前の契約等は、**その契約期間の満了までは徴収されません。**

2、徴収時期・手数料額・徴収方法

- ① 毎年11月に、賃料に**0.75%**を掛けた額を徴収。
- ② **所有者(出し手)**は、賃料受取時に**手数料を差引**いて口座振込されます。
- ③ **耕作者(受け手)**は、賃料支払時に**手数料を上乗**せして口座引落されます。

問合せ先 やまがた農業支援センター（農サポやまがた） 電話 023-631-0697

老後の備えは 国民年金+農業者年金！



- 支払った保険料は **全額社会保険料控除の対象！**
- **運用益は非課税！**
そのほか生涯を通じて様々な税制面での優遇措置がある！
- 農業経営の状況に応じて **保険料を増額し、節税額をアップ！**



詳しくは... 農業者年金基金 検索
<https://www.nounen.go.jp>

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。
・年間60日以上農業に従事している方で、
・国民年金第1号被保険者（60歳未満）又は、
国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満）
※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞

役立つ経営・技術情報

新規就農 スマート農業

農政・農業の動き、問題をタイムリーに

10年後の得來園

解説に力点を置いた週刊新聞

農業に関する情報満載!!

あなたの知りたいことが、きっと見つかる!!

読者の心に訴え、ともに考える

親しみやすい地域の話題

パソコン・タブレット・スマホでいつでもどこでも新聞が読める

電子版でも配信中!!

紙面と同じレイアウト 地方版も網羅 本紙の購読者は無料

発行所 一般社団法人 全国農業会議所
電話：03-6910-1130
19:00-17:00（土・日・祝祭日）

申込はお住まいの市町村農業委員会にお電話いただくか、右QRコードから